

特集：レジリエントな学びを支える実践的取り組み—学びを止めない支援—

# インクルーシブ教育の観点に基づく オンライン教育の可能性

小川 修史\*, 野口 晃菜\*\*

## Possibility of Online Education Based on Inclusive Education

Hisashi OGAWA\*, Akina NOGUCHI\*\*

With the influence of COVID-19, online education has attracted much attention. The practice of online education is increasing, and its effectiveness is being recognized. In terms of future issues are how to develop the possibility of online education in special needs education. We focused on “inclusive education” as one of the keywords for the development of online education. The basis of the inclusive education system is where students of all abilities learn together in the same classroom environment. It means students with and without disabilities. In that sense, the US system is helpful since US legally requires the provision of a standard education curriculum for children with a disability. In this paper, we explicate the possibility of online education in Japan in terms of the inclusive education system in the United States.

キーワード：オンライン教育，インクルーシブ教育システム，特別支援教育

### 1. はじめに

2020年は新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大，いわゆるコロナ禍の状況を受け，同年2月27日に出された内閣総理大臣による学校の休業要請に基づき，教育機会が制限される状況となった<sup>(1)</sup>。結果として，多くの学校でオンライン教育が実施されることになり，オンライン教育に対する注目度は急速に高まったといえよう。本稿で対象とする特別支援教育においてもこの流れは例外ではなく，多くの学校において遠隔講義や動画配信などの取り組みが実施されてきた。こうした背景もあって，特別支援教育におけるオンライン教育の導入効果についてWebで情報共有する動きが活性化し（例えば，独立行政法人日本特別支援教育総合研究所のインクルDB<sup>(2)</sup>など），オンライン教育が特別支援教育の観点で有効である可能性

がうかがえた。

このようにオンライン教育の実践が増加し，有効性が認識されつつある状況において，特別支援教育におけるオンライン教育の可能性を整理し，今後どのように発展させていくかが課題となる。筆者らは，オンライン教育の発展に向けた主要なキーワードの一つが「インクルーシブ教育」であると考えている。

わが国においては，2007年4月1日に学校教育法が改正され<sup>(3)</sup>，「特別支援教育は，これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく，知的な遅れのない発達障害も含めて，特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである」として，特別支援教育の対象を通常の学級に在籍している児童生徒にまで拡充させた。また，2012年の中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支

\* 兵庫教育大学大学院学校教育研究科（Hyogo University of Teacher Education）

\*\* LITALICO 株式会社 LITALICO 研究所（LITALICO Laboratory, LITALICO Inc.）

援教育の推進（報告）」<sup>(4)</sup>（以下、「報告」）において、共生社会（これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会）の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要がある点を指摘している。

インクルーシブ教育（inclusive education）は、1994年にユネスコとスペイン政府共催で開催された特別なニーズ教育に関する世界会議において採択された「特別なニーズ教育における原則、政策、実践に関するサラマンカ声明ならびに行動の枠組み」<sup>(5)</sup>のなかで初めて提唱されたものである。わが国が2014年1月20日に批准した障害者の権利に関する条約（以下、障害者権利条約）の第24条において、インクルーシブ教育システム（inclusive education system）とは、「人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み」であり、障害のある者が教育制度一般（general education system）から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮（reasonable accommodation）が提供されるなどが必要とされている<sup>(6)(7)</sup>。つまり、障害者権利条約に批准しているわが国においては、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の推進は急務といえる。

したがって、オンライン教育についても、障害の程度等に応じ特別の場で指導を行う“特殊教育”的な観点ではなく、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の観点から考察する必要がある。報告<sup>(3)</sup>では、わが国の基本的な方向性として、「障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容がわかり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である」と示されており、インクルーシブ教育システムの構築に向けた環境整備の観点で、オンライ

ン教育の可能性を模索することが今後必要となる。

インクルーシブ教育システムの根幹である、障害のある子供と障害のない子供が、できるだけ同じ場で共に学びつつ、一人ひとり授業内容を理解し、学習活動に参加するという意味においては、障害のある児童生徒に対する通常教育カリキュラムの提供を法的に義務づけている米国の仕組みが参考になる。そこで本稿では、米国におけるインクルーシブ教育システムを参考に、わが国におけるオンライン教育の可能性について解説する。

## 2. 米国におけるインクルーシブ教育システム

### 2.1 米国におけるインクルーシブ教育システムの歴史

米国では1975年に制定された全障害者教育法（Education for All Handicapped Children Act）以降、障害のある子供に対して無償で適切な公教育を提供することや、制約の少ない環境（通常の学級）における学びを提供することが義務づけられた。その後2000年代以降は、「場」よりも「教育内容」や「成果」に焦点が当てられ、障害のある子供に対し可能な限り通常教育カリキュラムへのアクセスを提供することが求められてきた。2002年の初等中等教育法の改正法である「どの子ども置き去りにしない法（NCLB: No Child Left Behind Act）」は、障害のある子供を含むすべての学生の学業成績を上げ、成績の悪い群と成績の良い群の格差を埋めることを目指し、スタンダードに基づくテストを実施することにより学校が子供の成績に対して説明責任を果たすことが求められた。また、1997年および2004年の障害者教育法（IDEA: Individuals with Disabilities Education Act）改正においては、障害のある子供に対し、可能な限り通常教育カリキュラムを学べるようにすることが義務づけられ、従来は連邦法において障害のある子供の教育内容そのものを決められていなかったが、NCLBとIDEAにより、障害のある児童生徒に対し、障害のない児童生徒と同様のスタンダードに基づく通常教育カリキュラムの適用と評価を導入することこそが、一人ひとりの学びを保障するという方向性が示された<sup>(8)~(10)</sup>。また、個別の教育計画（Individualized Education Plan）は個々のニーズを出発点にしたものというよりは、通常教育カ

リキュラムへの参加を促すものでなければならず、カリキュラムを修正する場合は修正内容を明記しなければならない。通常教育カリキュラムを基盤として、対象の児童生徒の特性や状態に応じて教育内容・方法の一部を変更・調整することで、個々のニーズにも対応することができる<sup>(11)(12)</sup>。すなわち、米国においては、同じ場で学ぶことが目指されているのみでなく、同じ教育内容にアクセスすることが目指されている。

## 2.2 カリキュラムの修正範囲の分類

野口・米田<sup>(8)</sup>は米国のカリキュラムの修正範囲の分類に関する文献<sup>(13)(14)</sup>を整理し、カリキュラムの修正範囲を以下の3類型で整理している。

### A. 教育方法の変更

教育内容に変更を加えずに、教育内容の提示方法および児童生徒の返答方法を変更する。ただし、教育内容および達成水準に変更は加えられない。

教育方法の変更には、①教育内容の提示方法の変更(教材への工夫)、②児童生徒の返答方法の変更、が含まれる。用語としては、AccommodationやAdaptationなどが使用される。

修正内容の具体例としては、教材の工夫、機器・テクノロジーの使用、言語的指示や言語的プロンプト、視覚的手がかりの使用、フォントのサイズ拡大、口頭での試験実施、手話、通訳、点字、ピアメディアーションなどが挙げられる。

### B. 教育内容の変更

同じ教科の領域で難易度を変えるなど、通常教育カリキュラムの教育内容の一部に変更が加えられ、達成水準(教育目標)にも変更が加えられる。

教育内容の変更には、①達成水準(教育目標)の変更、同じ教科の領域での難易度の変更、②通常教育カリキュラムにプラスアルファとしてのスキルを指導すること、が含まれる。用語としては、①についてはMulti-level curriculumやParallel curriculumなどが使用され、②についてはCurriculum augmentationなどが使用される。

修正内容の具体例としては、自分が住んでいる地域について学ぶ社会の授業において、地域の仕事に着目したり、自分が地域のどこに住んでいるか情報を提供

したりすることに着目する、クラスメートが小数の足し算をしている時に、問題を写すことにより数を書く練習をすることや、認知能力や自己統制能力を高める、汎化する能力、問題解決、自己決定などのスキルの指導、最も重要な概念とスキルを強調する、明確な目的と例の提示、スキルと概念を体系的に噛み砕く、過去の知識と経験と新しい知識に具体的なつながりを持たせる、補助を徐々に減らす、などが挙げられる。

### C. 個別のカリキュラムの作成

最重度の知的障害があると州が判断した児童生徒(全児童生徒の1%)には、「代替達成スタンダード」が適用される。通常教育カリキュラムの教育内容・方法と異なる代替カリキュラム(個別のカリキュラム)は、代替達成スタンダードの適用の対象となる。

個別のカリキュラムの作成は、①個々のニーズに基づいた機能的スキル、生活スキル、社会的スキルの指導、②下学年の教育内容の指導、が含まれる。用語としては、Overlapping curriculumやAlteration, Curriculum alterationなどが使用される。

具体例としては、クラスメートが社会や理科の学習をしているときに、重度の障害のある児童生徒は段階的な指示を理解することを学習するなどが挙げられる。

## 3. オンライン教育の可能性

2章で米国の仕組みについて紹介したが、通常教育カリキュラムを提供し、スタンダードに基づき評価をしなければならない米国とわが国を単純比較することはできない。一方で、オンライン教育の実施環境を含め、テクノロジーの急速な進歩やインフラの整備に伴い合理的配慮の選択肢が広がることに鑑みると、通常教育への参加を前提に議論を進めることに疑問の余地はない。その意味において、米国におけるカリキュラム修正を、わが国が目指すインクルーシブ教育システムにおける教育的ニーズ(教育の目的を達成するために子供が必要とする学習内容および学習方法<sup>(15)</sup>)の実現と捉え、米国におけるカリキュラム修正の観点からオンライン教育の可能性について検討することは妥当なものといえよう。そこで本章では、2.2節で概説したカリキュラム修正範囲の分類に基づき、オンライ

ン教育の可能性について解説する。

オンライン教育は一般的に、学校から離れた空間に対してインターネットなどを利用して配信することを指すが、本稿では通常教育カリキュラムへの参加の観点から、学校内における別の場所同士をネットワークで接続して教育を実施する形式や、教室内で児童生徒がそれぞれネットワークに接続して教育を実施する形式をオンライン教育の定義に含める。

### 3.1 教育方法の変更の観点に基づくオンライン教育の可能性

本節では「A. 教育方法の変更」の定義に基づき、通常学級に参加するための教育方法の変更の観点から、オンライン教育の可能性について述べる。

#### 3.1.1 距離的制約の解消の観点からみたオンライン教育の可能性

オンライン教育のメリットの一つとして、遠隔地から授業に参加できる、いわゆる距離的制約の解消が挙げられる。距離的制約の解消という観点では、病気療養児を対象とした教育方法の変更が考えられる。

病気療養児は、長期、短期、頻回の入院などによる学習空白によって学習に遅れが生じるなど、回復後においては学業不振となることも多く、病気療養児に対する教育は、このような学習の遅れなどを補完し、学力を補償するうえで、もとより重要な意義を有するものである<sup>(16)</sup>。一方で、病棟内の教室やベッドサイドで教育する場合もあり、学習内容の制限（感染予防などのための教材持ち込みの制限）、同世代とのつながりの制約、学習の空白等が懸念される。これらの課題の解消という点で、オンライン教育に対する期待は大きい<sup>(17)</sup>。

文部科学省は平成30年9月20日、小・中学校等における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について通知を行った<sup>(18)</sup>。病気療養児に対する教育の一層の充実を図るため、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校小学部・中学部において、病院や自宅などで療養中の病気療養児に対し、インターネットなどのメディアを利用してリアルタイムで授業を配信し、同時かつ双方向的にやりとりを行った場合、校長は指導要録上出席扱いとする旨が

明記された。つまり、病気療養児のうち、通常教育に参加することを希望する場合については、自宅や病院から同期型のオンライン教育を受講することが可能となった。通常教育への参加を実現するための教育方法の変更として、オンライン教育が公的に認められた意義は、インクルーシブ教育の実現という観点で非常に大きい。

文部科学省「学校 ICT 環境整備促進実証研究事業」の中で作成された「遠隔教育システム活用ハンドブック」<sup>(17)</sup>（以下、遠隔教育 HB）において、教室と病棟内の学習室をつないで一緒に学習する事例、病棟内の学習室から生き物の観察を行う事例、病棟内の学級に収穫体験の様子を中継した事例、前籍校とつないで交流等を行った事例、一時帰宅中の児童と教員をつないで学習支援を行った事例、入院している高校生の授業支援を行った事例などが報告されており、今後も病気療養児に対する積極的な活用が期待される。

距離的制約の解消という観点では、移動に制限・制約のある肢体不自由や視覚障害の児童生徒にとっても、普通教育へのアクセスという観点で、オンライン教育は有効であろう。ただし、その際に課題となるのは「存在感」である。Web 会議システムを用いた同期型の場合、画面を介した会話となるため、グループワークや休憩時間などで「存在感」を出すことは困難である。存在感の問題を解消するものとして、近年注目が集まっているのがテレプレゼンスロボット（遠隔地にいる通話者がロボットを分身のように操作し、あたかも同じ場所にいるような存在感を与える装置）である<sup>(19)</sup>。山本ら<sup>(20)</sup>は特別支援学校でテレプレゼンスロボットを用いて実践し、教師のテクノロジー活用に対する主体的な行動の変容について調査するなど、実運用を前提とした研究も進み始めている。自宅や病院等と学校を接続する学校外接続形式でも、コミュニケーションの際に不足する情報を補うことが可能であり、こうしたテクノロジーの開発にも今後期待したい。

#### 3.1.2 心理的抵抗の軽減の観点からみたオンライン教育の可能性

オンライン教育は心理的抵抗の軽減という観点でも期待される。心理的抵抗の軽減という点では、不登校児童生徒を対象とした教育方法の変更が考えられる。わが国では不登校児童生徒に関連する法律として、



2017年2月14日に義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律<sup>(21)</sup>が施行され、それに伴い2017年3月31日、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針<sup>(22)</sup>を策定した。そのなかで、不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた支援の必要性について示されており、オンライン教育に関連する内容として、「ICT等を活用した学習活動を行った場合、校長は、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができる」と明記したうえで、ICTを活用した学習活動の例として「ICT機器を活用し、在籍校の授業を自宅に配信して行う学習（同時双方向型授業配信やオンデマンド型授業配信）」が記載されている。つまり、不登校児童生徒を対象とした教育方法の変更の観点でオンライン教育を推進することが示されたこととなり、インクルーシブ教育の実現という点では大きな前進といえよう。

不登校という点、いじめや非行に着目されがちであるが、不登校の要因は実に多様である。例えば石崎<sup>(23)</sup>は、子供の不登校の背景にある発達障害特性について言及しており、児童生徒の認知の偏りにより学校環境との間に不適應を起こすことが多いと指摘している。また、発達障害児の不登校に対応する際の留意点を指摘しているが<sup>(24)</sup>、オンライン教育が寄与できる可能性として、例えば「他者（特に同年代の子ども）の近くにいると、脅威を感じる可能性がある」については、物理的距離を確保することで安心感を生み出せる可能性が想定され、「子どもが一人であることを認め、その時間を保証する」「子どもが社交上で好きなもの嫌いなものを見極め、活動計画を立てる際に配慮する」については、Web会議システムでは不登校児童生徒側の意思で、授業への参加・不参加を自己選択できる要素が大きい。

兵庫教育大学<sup>(25)</sup>では発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮研究事業において、不登校状態にある生徒への包括的サポートを検討しており、「本人から級友との会話のために要望のあったWeb会議システムの利用を認めたところ、本人から学級の様子を知りたいとの要望があり、Web会議システムの利用を一定の条件で認めたところ、級

友と会話ができ、希望どおり修学旅行にも参加できた」「体験入学で自分と同じ境遇にある在校生と話をして安心感を得られたことから、通信制のサポート高校を（進路先として）選択することができた」など、Web会議システムの可能性を示している。

また、保健室登校の観点においても、学校内同期型のオンライン教育は有効であると考えられる。例えば苦手意識などが原因で特定の教科の時間に教室に入れないといった事例の場合、別室でオンライン授業を受けるといった選択肢は、孤独感や不安を軽減するという観点でも有効であることが想定される。

ただし、あくまで不登校児童生徒にとっての選択肢としてシステムは活用されるべきであり、教師が児童生徒を登校させるための手段にしてはならない。

### 3.1.3 授業参加の観点からみたオンライン教育の可能性

教室内接続形式は、対面授業とeラーニングを組み合わせたブレンディッド・ラーニングなどが可能となり、教育方法の変更の観点で期待される。

原ら<sup>(26)</sup>は夜間定時制高校の生徒が数学Iの三角比を効果的に習得できるようにするために、学習用動画を使用した授業デザインをインストラクショナルデザインの観点で開発し、実践している。具体的には、授業前半であらかじめサーバに登録された学習用動画を生徒に閲覧させ、その後、授業プリントへの取り組み、確認テストの実施の順に実施させる。なお、調査の対象には発達障害等困難のある児童が含まれる。結果、処理速度が遅い生徒は動画を停止させながら学習に取り組む状況、注意欠陥多動傾向の生徒はイヤホンを使用することで集中して学習に取り組む状況など、個別の困難に応じた学習が行われた点、発達障害等困難のある生徒が個々の困難に応じた学習に取り組むことにより疎外の要因が排除され、集中して学習に取り組めた点について報告している。

聴覚障害や発達障害などで聞くことに困難さを感じる場合は、動画の字幕表示サービスが有効である可能性がある。リアルタイムで音声テキストに変換する音声認識サービスも近年増加しており、将来的に音声認識の精度が向上すれば、さらなる普及が期待される。視覚障害や発達障害などで見ることに困難さを感じる場合は、資料をデジタルデータとして準備してお

けば、音声読み上げ機能を使用することで、資料の内容を理解することが可能となる。音声読み上げ機能は現時点で普及しつつあるが、図表に対して代替テキストを挿入するなどの配慮が必要であり、資料作成側に対する理解・啓発が今後の課題といえよう。

### 3.2 教育内容の変更の観点に基づくオンライン教育の可能性

本節では「B. 教育内容の変更」の定義に基づき、①達成水準（教育目標）の変更、同じ教科の領域での難易度の変更（Parallel curriculum）、②通常教育カリキュラムにプラスアルファとしてのスキルの指導（Curriculum augmentation）、の観点で概説する。

#### 3.2.1 Parallel curriculum の観点でのオンライン教育の可能性

Parallel curriculum を実現するためには、当然のことながら個に応じた適切な指導・支援に対するコストが必要となるが、大規模校や教職員が不足している状況において Parallel curriculum を実現することは困難である。そこで、オンラインで学習支援員等と相談可能なシステムを実現することで、児童生徒の個々の理解状況に応じた支援を提供できる可能性がある。遠隔教育 HB<sup>(17)</sup> では、集団指導とオンラインによる個別指導をハイブリッドで実施した事例が紹介されており、技術科では「はんだごての使い方」、体育科では「器械運動」を対象に、ネットワーク経由で学習支援員（学生）に相談できる仕組みを紹介している。配慮が必要な児童生徒のみならず、全体に対してきめ細やかな指導・支援が可能になるため、今後期待される枠組みといえる。ただし、学習支援員と現場の教師が連携して児童生徒が相談可能な仕組みを構築する必要があるため、今後の展開に期待したい。

#### 3.2.2 Curriculum augmentation の観点でのオンライン教育の可能性

通常学級への参加を志向した学習サポートという観点では、日本語指導が必要な外国人や帰国子女に対する日本語の Curriculum augmentation の観点で、オンライン教育の有効性が期待される。

日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成 30 年度）<sup>(27)</sup> において、外国人や帰国子女等で日本語が十分にできず、学習活動への参加に支

障が生じる可能性のある児童生徒は全国に 50,759 人で、日本語指導が必要な児童生徒は増加傾向にある。こうした背景から、2014 年 4 月 1 日に学校教育法施行規則の一部が改正され、国際化の進展等に伴い、わが国の義務教育諸学校において帰国・外国人児童生徒等に対する日本語指導の需要が高まっていることを踏まえ、当該児童生徒に対する日本語指導を一層充実させる観点から、当該児童生徒の在籍学級以外の教室で行われる指導について特別の教育課程を編成・実施することができるようになった<sup>(28)</sup>。

遠隔教育 HB<sup>(17)</sup> では、日本語指導教室での取り出し指導の対象となるプログラムについて、Web 会議システムを用いて日本語指導教室設置校と接続し、共同で取り出し指導を受ける取り組みが紹介されている。具体的な実践内容として、「実物投影機で共有されたプリントの文章を両校の児童が交互に読み、正しいアクセントで発音できているかを教員が指導」「文章中の単語や指示語が何を指すのかを読み解く学習」「文章中の漢字の書き取り練習」「両校に提示したスライド資料を基にして日本の文化や行事の説明を行い、日本で過ごすためのルールを考えたり、語彙を増やしたりする活動」などが紹介されており、メリットとして「日本語指導教室未設置校でも、日本語指導教室がある学校と同様の授業を受けられる」「同じような境遇にある児童生徒同士がつながり、児童生徒が母語で話す機会が生まれ、自己肯定感・学習意欲の向上につながる」といった点が報告されている。

### 3.3 個別のカリキュラム作成の観点に基づくオンライン教育の可能性

「C. 個別のカリキュラム作成」については、個々のニーズに基づいたスキル指導の観点で解説する。ただし、米国の個別のカリキュラムの対象は全人口の 1% と厳格に定められており、わが国とは性質が異なることを前提とする。

オンライン教育の利点の一つとして、坂井<sup>(29)</sup> は地域生活という文脈のなかで指導できる点を指摘している。学校での指導を地域での日常生活に活かすためには「汎化」が必要になるが、汎化に困難さのある児童生徒にとって、学校での指導はシミュレーションの域を出ることができない。オンライン教育であれば、「リ

アルな地域生活の場」での指導が可能となる。例えば、遠隔会議システムを用いて児童生徒とコミュニケーションをしながら、自宅の冷蔵庫から指示された食材を取ってくるなどの課題を設定することが可能となる。

また、オンライン教育の観点から少し外れるが、保護者との連携という観点で Web 会議システムの活用が期待される。特に重度重複障害の場合は、学校と家庭が連携した取り組みが必要となる場合が多い。ケースによっては専門家が遠隔で介入することも有用な選択肢になるであろう。

#### 4. まとめ

本稿では、米国におけるインクルーシブ教育の仕組みを参考にし、米国におけるカリキュラム修正を、わが国が目指すインクルーシブ教育システムにおける教育的ニーズの実現と捉え、米国におけるカリキュラム修正範囲の分類に基づき、オンライン教育の可能性について解説した。

今回、筆者らが敢えてインクルーシブ教育の観点で解説した背景としては、オンライン教育をコロナ禍の状況下における緊急措置という側面で終わらせるのではなく、オンライン教育を必要とする児童生徒に対して「当たり前」に提供される選択肢の一つになってほしいという願いにほかならない。インクルーシブ教育システムにおいて、可能な限り同じ場で学ぶことを目指しつつ、一人ひとりの学びへのアクセスを保障していくためにオンライン教育は十分に活用できるであろう。そのためにも、オンライン教育をより充実させるためのシステム開発と、実践事例の蓄積・整理の両輪から、研究が進展することを心から願う。

#### 参 考 文 献

- (1) 首相官邸：“新型コロナウイルス感染症対策本部（第15回）”，[https://www.kantei.go.jp/jp/98\\_abe/actions/202002/27corona.html](https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/202002/27corona.html)（参照 2020.10.17）
- (2) 独立行政法人特別支援教育総合研究所：“学校における遠隔授業や動画配信，新型コロナウイルス感染症予防の取組”，[http://inclusive.nise.go.jp/?page\\_id=117](http://inclusive.nise.go.jp/?page_id=117)（参照 2020.10.17）
- (3) 文部科学省：“特別支援教育の推進について（通知）”，[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/07050101/001.pdf](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/07050101/001.pdf)（参照 2020.10.17）
- (4) 文部科学省：“共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進”，[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryu/attach/1325884.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryu/attach/1325884.htm)（参照 2020.10.17）
- (5) UNESCO：“The Salamanca Statement and Framework for Action on Special Needs Education”，<http://unesdoc.unesco.org/images/0009/000984/098427eo.pdf>（参照 2020.10.17）
- (6) 外務省：“障害者の権利に関する条約（和文）”，[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index\\_shogaisha.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html)（参照 2020.10.17）
- (7) 阿部敬信，木船憲幸，阪木啓二，沖本悠生，井上佳奈：“乳幼児教育における特別支援教育の推進—特別支援教育から，インクルーシブ教育システムの構築へ向けて—”，人間科学，Vol. 1, pp. 38-48 (2019)
- (8) 野口晃菜，米田宏樹：“米国における障害のある児童生徒への通常教育カリキュラムの修正範囲—用語の整理と分類から—”，障害科学研究，Vol. 36, pp. 95-105 (2012)
- (9) U.S. Department of Education：“Individuals with Disabilities Education Act Amendments of 1997, P.L. 105-17”，<https://www2.ed.gov/offices/OSERS/Policy/IDEA/index.html>（参照 2020.10.10）
- (10) U.S. Department of Education：“No Child Left Behind Act of 2001 P.L. 107-110”，<https://www2.ed.gov/policy/elsec/leg/esea02/index.html>（参照 2020.10.10）
- (11) McLaughlin, M. J. and Tilstone, C.：“Standards and curriculum: The core of educational reform”，Special Education and School Reform in the United States and Britain. Routledge, London, pp. 38-65 (2000)
- (12) 野口晃菜，米田宏樹：“米国スタンダード・ベース改革における知的障害のある児童生徒への通常カリキュラムの適用”，特殊教育学研究，Vol. 49, No. 5, pp. 445-455 (2011)
- (13) Nolet, V. and McLaughlin, M. J.：“Accessing the General Curriculum: Including Students with Disabilities in Standards-Based Reform”，2nd ed. Corwin Press Inc., California
- (14) Koga, N. and Hall, T.：“Curriculum Modification.”, National Center on the Accessing the General (2009)
- (15) 古田 薫：“教育的な「ニーズ」とは何か—「ニーズ」概念に関する考察—”，教育行財政論叢，Vol. 9, pp. 31-45 (2005)
- (16) 国立がん研究センター：“がん専門相談員のための小児がん就学の相談対応の手引き”，<https://ganjoho.jp/child/professional/education/html/index.html>（参照

2020.10.17)

- (17) 文部科学省：“遠隔教育システム活用ハンドブック第2版”，[https://www.mext.go.jp/content/20200804-mxt\\_jogai02-100003178\\_024.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200804-mxt_jogai02-100003178_024.pdf)（参照 2020.10.17）
- (18) 文部科学省：“小・中学校等における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）”，[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1410027.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1410027.htm)（参照 2020.10.17）
- (19) Yamamoto, R., Sekimoto, H. and Kubota, K.: “Studying a telepresence robot installed into a hospital classroom”, *International Journal of Educational Media and Technology*, Vol. 10, No. 1, pp. 53-62 (2016)
- (20) 山本良太, 久保田賢一, 岸磨貴子, 植田詩織：“支援学校教師の主体的な行動を促す外部人材との連携に関する研究—テレプレゼンスロボットの活用を事例として—”, *教育メディア研究*, Vol. 24, No. 1, pp. 89-104 (2017)
- (21) 文部科学省：“義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の公布について（通知）”，[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1380952.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1380952.htm)（参照 2020.10.17）
- (22) 文部科学省：“義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針の策定について（通知）”，[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1384370.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1384370.htm)（参照 2020.10.17）
- (23) 石崎優子：“子どもの心身症・不登校・集団不応と背景にある発達障害特性”，*心身医学*, Vol. 57, No. 1, pp. 39-43 (2017)
- (24) 石崎優子：“発達障害の認知の偏りと不登校”，*教育と医学*, Vol. 63, pp. 415-421 (2015)
- (25) 国立大学法人兵庫教育大学：“発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮研究事業成果報告書 (I)”，[https://www.mext.go.jp/content/20200908-mxt\\_tokubetu02-000009403\\_07-1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200908-mxt_tokubetu02-000009403_07-1.pdf)（参照 2020.10.17）
- (26) 原健太郎, 渡辺雄貴, 清水克彦：“夜間定時制高校数学科での学習用動画を使用した授業のADDIEモデルに基づく開発—発達障害等困難のある生徒に着目して—”, *科学教育研究*, Vol. 44, No. 2, pp. 135-147 (2020)

- (27) 文部科学省：“「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成30年度）」の結果について”，[https://www.mext.go.jp/content/1421569\\_002.pdf](https://www.mext.go.jp/content/1421569_002.pdf)（参照 2020.10.17）
- (28) 文部科学省：“学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）”，[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003/1341903.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1341903.htm)（参照 2020.10.17）
- (29) 特別支援教育の実践研究会：“『特別支援教育の実践情報』Plus with コロナ時代の特別支援教育”，明治図書出版，東京（2020）

## 著者紹介



小川 修史

2002年和歌山大学システム工学部卒。2008年同大学大学院システム工学研究科博士後期課程修了。工学(博士)。2008年より、兵庫教育大学助教。2016年より、同大学准教授。現在に至る。知的・発達障害領域におけるシステム開発研究に従事。2014年教育システム情報学会全国大会若手奨励賞受賞。教育システム情報学会，日本教育工学会，日本教育情報学会，日本特殊教育学会，日本LD学会，各会員。



野口 晃菜

2008年筑波大学第2学群人間学類卒。2018年同大学大学院博士後期課程修了。博士(障害科学)。2011年より、株式会社LITALICO LITALICO研究所所長，現在に至る。主にインクルーシブ教育の調査研究に従事。日本特殊教育学会，日本発達障害学会，日本LD学会，日本行動分析学会，障害科学学会，日本矯正教育学会，日本特別ニーズ教育学会，Association for Positive Behavior Support, American Association on intellectual and Developmental Disabilities, 各会員。